

答 申 第 49 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 3 年 1 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

て、決定通知書別紙 2 の「開示をしない部分」欄に記載の部分を非開示とする決定をした。開示対象は警察活動の内容であり、捜査の秘密性あるいは被疑者、参考人等の個人のプライバシー保護等を理由に実施機関が非開示とするであろうことは想定していたが、条例第 7 条 4 号に該当するとの理由により非開示とした「処理」下欄以外の非開示部分については、具体的な理由が示されずに条例第 7 条 2 号、同条 3 号、同条 6 号に該当するとしており、抽象的な内容の指摘で情報公開が閉ざされることは条例の趣旨に反するものである。

よって、審査請求人は実施機関が特定した決定通知書別紙 2 の「開示しない部分」欄に記載の非開示部分の非開示決定を取消して、全部開示または部分開示することを求めるものである。ただし本件審査請求においては、当該部分が非開示とされても公文書の内容を検討するに支障がないと判断する事項については、今回の審査請求の範囲としない選択をするとし、本件審査請求の対象項目を以下の通りとする。

(1) 「決裁」欄の印影

印影に特定個人の氏名が現れている場合はその部分は非開示でもよいが、〇〇警察署などの公務遂行の場所は特定個人の問題ではないから、決裁欄の印影の全開示を求める。

(2) 「受理番号」欄の受理番号

今回開示された公文書には苦情の件数は明示されているので、受理番号の開示が業務の適正な遂行に著しい支障をきたすとは想定できず、非開示とする理由は何もない。ある公務所に受理件数が多いと言っても、その内容を検討するときには同一人が幾つか申告しているか否か等も調べる必要があり、逆に当該被疑者等に対する深刻な問題行動が生じているともいえるので、いかなる公務所で何が問題とされているか県民は知って当然であり、受理番号に関する弁明もこの点から言ってもおかしいことである。

また、「事件に関する報道、訴訟に関するその他の「他の情報」との照合により被疑者が識別され得る」とあるが、どの情報が報道されたのか何も明らかではない。

(3) 「受理者」欄

受理手続きという公務遂行の確認をするために開示を求めている。巡査、巡査部長といった警察官の職名もしくは刑事訴訟法上の典型的な「身分」の記載があるときは「身分」の開示によりその個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えないので、その部分開示でよいが、その表記がないときは全開示を求める。

(4) 「申出者」欄

今回全て非開示としているが、そもそも申出者の氏名については開示を求めている。部分開示された「苦情・相談等の要旨」欄の開示部分の記載内容から推測すると、本欄は「被疑者」とか「弁護人」あるいは「参考人」という個別人格を特定しない刑事訴訟法上の典型的な「身分」が記載されているものと推測されるが、弁明書には「他の情報」との照合により特定の被疑者と識別され得る理由が明らかにされておらず、「身分」の開示によりその個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えないので、「身分」が記載されている場合は開示すべきである。

(5) 「苦情・相談等の要旨」欄

請求人は、被疑者の氏名、取調べ担当官名の開示は求めておらず、「被疑者」や官吏の「職名」という法律概念とともに、その苦情・相談等の事象あるいは内容の要旨の開示を求

めている。

(6) 「申出の内容」欄、及び取扱カードの添付文書

この「申出の内容」欄の記載内容が今回の開示請求の根幹に該当するものである。警察捜査における取調べの一層の適正化の実情を知るため、どのようなことが問題として苦情あるいは要望されているのか、情報公開条例に則って警察の捜査活動に問題はないか否かを調べる必要があり、その外形的な内容を知るための検討資料として開示を求めたものである。本件においては、一般的外形的な事象を表現する部分であれば個人情報には該当しないし、将来の捜査方法に支障を来すということも想定されない。しかし、開示の2件（整理番号3、5の取扱カード）と一部が開示（整理番号11の同カード）の3件を除き全て非開示であり、同カードに添付されている文書については全て非開示である。整理番号1の同カードにおける「苦情・相談等の要旨」欄の「苦情申出、可視化申入れ及び通知書」他の記載から推測し、一般外形的な事象のみを部分的に抽出することが困難とは思われないので、添付文書を含めて特定個人に関する情報を除いて開示すべきである。他県の例では苦情受理に伴う調査の開始についての情報を部分開示されている。

(7) 「関係者等」欄及び「相談等受理時の措置」欄

警察官の職名のみを部分的に開示したとしても警察官の私生活に関する情報を開示するものでもなく、刑事訴訟法上の典型的な「身分」（被疑者、被告人、弁護人、参考人等）を開示したとしても、特定個人を明示するものではないから個人情報の開示には当たらず、また将来の捜査という業務執行に著しい支障を来すというおそれもないので、警察官の職名と刑事訴訟法上の典型的な「身分」は開示すべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

今回部分開示とした、取扱カードにおける下記の項目及び同カードの添付文書については、条例第7条第2号、第3号、第6号に該当するため非開示とした。

(1) 条例第7条第2号に該当するため非開示とした事項

ア「決裁」欄の印影

係長以下の決裁欄に押印された印影は、条例第7条第2号の「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職」にある公務員の氏名に該当するため、非開示とした。

一方、課長補佐（課長）以上の決裁欄に押印された印影は、警部以上の階級にある警察官に係るものであり、本来は条例第7条第2号のただし書きにより例外として開示となる個人情報である。しかし、警部以上の階級の警察官を開示することにより、当該警察署が容易に特定され、本件部分開示決定に係る他の情報の全部または一部を開示した場合におけるそれらの情報との照合や、事件に関する報道、訴訟に関する書類その他の「他の情報」との照合により被疑者個人が識別され得ることから個人識別情報に該当するため非開示とした。

イ「受理者」欄

取扱カードを作成した警察職員の所属、階級及び氏名が記載されており、アと同様に条例第7条第2号の規定に基づき知事が定める職に関する規則第12号により、個人情報に該

当するため非開示とした。

課長補佐以上の警察官の氏名についても、アの決裁欄に押印された印影と同様の理由で、個人情報に該当するため非開示とした。

(2) 条例第7条第2号及び第6号に該当するため非開示とした事項

ア「受理番号」欄

取扱カードの作成年、所属コード番号及び作成年における通し番号を組み合わせた固有の受理番号が記載されている。受理番号は、他の取扱カードの受理番号との照合や、本件部分開示決定に係る、開示した他の情報との照合により受理警察署や申出書を識別でき、さらに事件に関する報道、訴訟に関する書類等の他の情報との照合により被疑者が識別され得ることから個人識別情報に該当するため条例第7条第2号に該当するとした。

イ「申出者」欄

申出者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、電話番号、性別が記載されており、特定の個人が識別される情報である。また、法令等の規定又は慣行として公にされる情報であっても、本件部分開示決定に係る他の情報を開示した場合それらの情報との照合や事件に関する報道、訴訟に関する書類などその他の情報との照合により被疑者が識別され得ることから、個人識別情報と認められるため、条例第7条第2号に該当するとした。

ウ「苦情・相談等の要旨」欄の一部

被疑者の氏名及び言動並びに被疑者に係る事件処理警察署(長)名、担当課名、取調べ担当官名が記載されており、特定の個人が識別される情報である。また、法令等の規定又は慣行として公にされる情報であっても、本件部分開示決定に係る他の情報を開示した場合におけるそれらの情報との照合や事件に関する報道、訴訟に関する書類などその他の情報との照合により被疑者が識別され得ることから、個人識別情報と認められるため、条例第7条第2号に該当するとした。

エ「申出の内容」欄の一部及び取扱カードの添付文書19件

本欄に記載されている申出者及び被疑者の住所、氏名、職業等や、事件の内容、被疑者に係る事件処理警察署長名、担当課名、取調べ担当官名、担当検察官名、留置・拘留警察署長名、被疑者の出頭、逮捕、交流、釈放、再逮捕及び取調べの日時等、取調べにおける被疑者及び取調べ担当官の言動、申出者の主張・要求は、特定の個人が識別され得る情報または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。また、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する警察職員の印影は、アと同様の理由により個人情報に該当するとした。

取扱カードの添付文書は申出者からの被疑者取調べについての苦情に関する文書で、同カードの「苦情・相談等の要旨」欄や「申出の内容」欄に記載されている申出者の主張や要求の詳細が記載されている。申出者の主張・要求は、特定の個人が識別され得る情報だけでなく、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから、個人識別情報と認められるため、条例第7条第2号に該当するとした。また、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する警察職員の印影はアと同様の理由により個人情報に該当するとした。

オ「関係者等」欄の一部

被疑者又は取調べ担当官について、申出者との関係、住所、職業、所属事業者名、氏名、生年月日、年齢、電話番号、性別が記載されており、被疑者については特定の個人が識別され得る情報であり、取調べ担当官についてはアと同様の理由により個人情報に該当するため非開示とした。

カ「相談等受理時の措置」欄の一部

取調べにおける担当官の言動、申出者の言動、被疑者に係る事件処理警察署名を含む取調べの様子が記載されており、特定の個人が識別され得る情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから、個人識別情報と認められるため、条例第7条第2号に該当するとした。また、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する警察職員の印影は、アと同様の理由により個人情報に該当するため非開示とした。

また、アからカに記載した各項目の情報については、公にすると今後申出者との信頼関係を損ない、警察職員の職務執行に対する苦情や安全・安心に関する相談等の申出が困難となり、当該制度に係る業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号にも該当するとした。

(3) 条例第7条第3号に該当するため非開示とした事項

「申出者」欄の一部、「申出の内容」欄の一部及び「相談等受理時の措置」欄の一部並びに添付資料19件の一部

申出者が所属する法人等に関する情報については、公にすることにより申出者が所属する法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条3号の法人情報に該当するため非開示とした。さらに、これらの情報の内容は、個人情報及び法人情報が相互に関連性を有する一体不可分の情報であるため、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことが困難であり、条例第9条により部分開示は困難である。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、

一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を超えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができるものと定めたものである。「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位、ノウハウ及び信用等の運営上の地位を広く含むものである。したがって、財産権のほか、信教の自由、集会・結社・表現の自由など当該法人の有する憲法上の権利等の非財産的権利を含む法律上の権利がすべて含まれると解される。

(4) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(5) 本件対象公文書の性質について

取扱カードは、警察に対する県民からの「苦情」、「相談」等への迅速かつ的確な対応のため、三重県警察本部長が例規通達で定めた苦情、相談等事務処理要綱に基づき作成される文書である。

捜査等の警察職員の執務に伴って被った不利益の内容等を具体的に摘示する「苦情」に関しては、苦情の形式的要件に該当すると認められる申出を受理した職員は、速やかに取扱カードを作成の上、総合窓口を経て所属長に報告し、苦情該当性の有無を組織的に判断するものとされ（同要綱第5第1項）、取扱カードは、はじめに申出人から苦情申

出があった段階で、申出人個人の申出内容をありのままに記載する趣旨のものである。

そのため、取扱カードには、個人を識別しうる情報だけでなく、申出人の主張や個人的な心情、申出者等が関わる事件の捜査や取り調べの状況など、個人の人格と密接に関係する情報がありのまま書き留められており、基本的に当該個人がその流通をコントロールすべきものであると考えられる。

また、苦情が公になることによって申出者が関係者から何らかの報復や不利益を受けることを恐れ、苦情の申し出を躊躇するなど、今後の苦情、相談等事務処理への影響も考えられうる。

(6) 条例第 7 条各号の該当性について

ア「決裁」欄の印影

本欄に押印された警察官の印影のうち「係長」欄以下については、警部補以下の階級にある警察官の氏名である。警察官の氏名については、「三重県情報公開条例第 7 条第 2 号の規定に基づき知事が定める職に関する規則」（平成 13 年三重県規則第 12 号）により「知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名」を例外的に非開示とできる旨規定されており、警部補以下の階級にある警察官等がこれに該当することから、条例第 7 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

一方、「課長補佐」欄以上の決裁欄に押された印影は警部以上の階級にある警察官の氏名で、本来なら公務員の職務に関する情報であるから条例第 7 条第 2 号から除外され開示となる情報である。しかし、開示により当該警察署が特定されることになると本件対象公文書に記載されている被疑者にかかる逮捕日時、住所、氏名及び罪名等の事件に関する報道発表等との照合により、地域によっては個人が特定され得る可能性は否定できないことから、本条本号に該当するため非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ「受理番号」欄の受理番号

実施機関の説明では、受理番号は苦情・相談ごとに付与する固有の番号であるため、番号を見れば苦情を受理した警察署がわかり、ひいては他の情報との照合により被疑者の特定に繋がりにかれないとしている。しかし、苦情と相談を合わせた全体の件数がある中で数字に規則性があるとは推測できるものの、受理番号の情報だけでは、一般人が通常入手し得る情報と照合したとしても受理警察署を特定され得る可能性は低く、なおかつ特定の個人を識別し得ることが相当程度の確実性をもって可能と認められるとは考えにくいことから、条例第 7 条第 2 号には該当せず、開示が妥当である。

また、実施機関は申出者の情報を開示することにより申出者との信頼関係を損ない、苦情・相談等の申出制度の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとして条例第 7 条第 6 号の事務事業情報にも該当するとしている。しかし、受理番号の情報だけでは受理警察署を特定され得る可能性は低いことから、特定の個人が識別されるとは考えにくく、当該制度の業務遂行への支障が生じるとまでは認めがたいため、本条第 6 号も該当しないと判断する。

ウ「受理者」欄

本欄に記載されている警部補以下の階級にある警察官の氏名と警部以上の階級に当た

る警察官の氏名、及び全ての警察官の所属部署については、アに示した通り個人の識別につながるから条例第7条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

一方、警察官の階級について、実施機関によると、警察署によって警部や警部補等の階級別職員の構成比が違うため、開示される階級によっては警察署が特定される可能性があることから、前記アと同様の理由により7条2号の個人識別情報に該当するとのことである。しかしながら、ある一つの警察署にしか存在しない特定の階級があるわけではなく、階級が開示されたとしても警察署が特定されるとは言えないことから、本条本号には該当せず、開示が妥当である。

エ「申出者」欄

審査請求人は、本欄に「被疑者」「弁護人」などの刑事訴訟法上の典型的な「身分」が記載されている場合は開示を求めているが、本欄は申出者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、電話番号及び性別を記入する欄であり、職業の項目には申出者の一般的な職業または所属部署の名称が記載されているのみで、刑事訴訟法上の身分は記載されていない。審査請求人は申出者の個人を特定する情報である住所、職業、氏名、生年月日、年齢、電話番号及び性別については本件審査請求において開示を求めておらず、本欄は審査請求の対象項目に当たらないことから、当審査会においては審議の対象外とする。

ただし、様式に当初より印字されている部分については実施機関が「苦情・相談等事務処理要綱」に基づき公表しているため、開示が妥当である。

オ「苦情・相談等の要旨」欄

(a)被疑者等の氏名

本欄を部分開示とした取扱カード11件のうち、整理番号3、4、10、17の取扱カードについては被疑者等の個人の氏名が記載されていることから特定の個人が識別される情報であり、個人を特定する情報については審査請求の対象項目に当たらないことから当審査会においては審議の対象外とする。

(b)取調べ担当官の氏名、所属部署

次に、整理番号14の取扱カードに記載された取調べ担当官の氏名と、整理番号12、13、21の取扱カードに記載された当該警察署等の所属部署名については、アと同様、条例第7条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関はこれらの情報は条例第7条第6号にも該当すると主張しているが、審査会としては本条第2号に該当すると認めるため、本条第6号の該当性については判断しない。

(c)申出の内容の一部

次に、整理番号22の取扱カードには申出の内容の一部が記載されており、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報に該当することから、条例第7条第2号に該当し非開示とする実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関はこれらの情報は条例第7条第6号にも該当すると主張しているが、審査会としては本条第2号に該当すると認めるため、本条第6号の該当性については判断しない。

一方、整理番号 5、8 の取扱カードには申出の内容を関連させる情報は見当たらず、個人が特定される情報にも当たらない。さらに、特定の個人を識別することができないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報にも当たらないことから、条例第 7 条第 2 号には該当せず開示が妥当である。

また、実施機関は申出者の情報を開示することにより申出者との信頼関係を損ない、苦情・相談等の申出制度の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとして条例第 7 条第 6 号の事務事業情報にも該当するとしているが、整理番号 5、8 の取扱カードに記載された申出の内容から特定の個人が識別されない以上、申出者との信頼関係を損なうとは考えにくく、当該制度の業務遂行への支障が生じるとまでは認めがたいため、本条第 6 号も該当しないと判断する。

カ「申出の内容」欄及び取扱カードの添付文書

本欄及び添付文書に記載されている申出者及び被疑者の氏名、年齢、性別、住所の特定の個人情報については審査請求の対象項目に当たらないことから、当審査会においては審議の対象外とする。

(a) 警察署等の所属部署名

整理番号 11 の取扱カードにある本欄の非開示部分については、当該警察署等の所属部署名が記載されており、警察官の所属部署については、アと同様、条例第 7 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関はこれらの情報は条例第 7 条第 6 号にも該当すると主張しているが、審査会としては本条第 2 号に該当すると認めるため、本条第 6 号の該当性については判断しない。

(b) 特定の個人の思いや心情を記載した情報

整理番号 11 以外の取扱カードにある本欄の非開示部分及び添付文書については、警察に対して特定の個人の思いや心情を申し出た内容が記載されている。これらの情報は個人の人格と密接に関係するため、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、特定の個人を識別することができないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 7 条第 2 号に該当することから非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、本欄には申出者の事業内容や業務形態が記載されているものもあり、申出者が所属する法人または事業を営む個人の事業活動及び名誉、社会的地位が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 3 号に該当し非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関はこれらの情報は条例第 7 条第 6 号にも該当すると主張しているが、審査会としては本条第 2 号及び第 3 号に該当すると認めるため、本条第 6 号の該当性については判断しない。

キ「関係者等」欄

整理番号 1、4、6、15、19 の取扱カードにおいて本欄を非開示とした箇所には被疑者及び取調べ担当官の住所、職業、氏名、電話番号が記載されている。そのうち、被疑者

の情報については特定の個人が識別される情報であり、審査請求の対象項目に当たらないことから当審査会においては審議の対象外とする。他方、取調べ担当官の住所、職業、氏名についてはアと同様、条例第7条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は本欄のこれらの情報は条例第7条第6号にも該当すると主張しているが審査会としては本条第2号に該当すると認めるため、本条第6号の該当性については判断しない。

ク「相談等受理時の措置」欄

整理番号11、18の取扱カードにおいて本欄を非開示とした箇所には、取調べ担当官または申出者の言動、被疑者に係る事件処理警察署名を含む取調べの様態が記載されており、特定の個人を識別することができないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号に該当することから非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関はこれらの情報は条例第7条第3号及び第6号にも該当すると主張しているが、審査会としては本条第2号に該当すると認めるため、本条第3号及び第6号の該当性については判断しない。

一方、整理番号13、22の取扱カードにおいて本欄を非開示とした箇所には申出者の言動が記載されているが、それ自体は個人が特定される情報とはいえ一般的な発言や動作と認識される範囲である。また、これらの情報は個人の人格と密接に関係する情報にも当たらないため、公にすることによりなお個人の権利利益を害されるとは認め難く、条例第7条第2号に該当することから非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。さらに、記載された申出者の言動から特定の個人が識別されない以上、申出者との信頼関係を損なうとは考えにくく、当該制度の業務遂行への支障が生じるとまでは認めがたいため、本条第6号も該当しないと判断する。

ケその他（欄外）

本決定通知書には「開示をしない部分」に明記されていないが、取扱カードの欄外に散見される非開示部分についても検討する。取扱カードの欄外に手書きされた文字と、スタンプされたゴム印の印字のうち、所属部署情報についてはアと同様、条例第7条第2号に該当するものと思われる。

ただし、所属部署情報以外の印字と記入された日付については開示しても特定の個人が識別される情報とは認められず、条例第7条第2号には該当しない。さらに、それらの印字と日付の情報だけでは受理警察署を特定され得る可能性は低いことから、特定の個人が識別されるとは考えにくく、当該制度の業務遂行への支障が生じるとまでは認めがたいため、本条第6号も該当せず開示が妥当である。

7 結論

よって、主文のとおり答申する。

8 審査会の意見について

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件事案については実施機関の事務処理の一部に不適切な点が見受けられることから、審査会として次のとおり意見を述べる。

実施機関は決定通知書の別紙 2 により、取扱カードの部分開示における「開示をしない部分」欄において非開示に該当する欄をまとめて記載したうえで、一部を除き条例第 7 条第 2 号、第 3 号、第 6 号を非開示事由としており、非開示とした欄の情報がどのように各号に該当するののかについて書面からは知り得ることができない。さらに、本件対象公文書にはこれらの情報以外に欄外にも非開示情報が散在しているが、「開示しない部分」欄に挙げられていない。

非開示情報が記録されているために開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない場合の理由付記（条例第 15 条）については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになると考えられる。また、「開示請求の対象公文書に複数の非開示情報が記録されている場合や一の情報が複数の非開示情報に該当する場合には、それぞれについて理由付記が必要である。」とされており、非開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて理由を提示することが困難な場合でも、理由付記の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載すると解されている。

したがって、理由付記の趣旨に鑑みれば、本決定の通知書にどの情報が条例第 7 条の各号の根拠規定に該当するのかを明示すべきであり、条例第 15 条の要求する理由付記については十分ではないといわざるを得ない。

実施機関は、情報公開制度への信頼を確保するためにも、条例の適正な運用に努め、今後同様のことがないよう正確、慎重な対応をするよう努力することが望まれる。

9 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R2. 5. 18	・ 諮問書及び弁明書の受理
R2. 5. 21	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R2. 6. 18	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R2. 8. 6	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第3回第1部会)
R2. 9. 11	・ 審議 (令和2年度第4回第1部会)
R2. 11. 26	・ 審議 (令和2年度第6回第1部会)
R3. 1. 21	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第7回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。